

年 度 令和7年度  
業 務 番 号 ス振委 第20号  
業 務 場 所 合川プール 北秋田市李岱字下豊田 地内  
業 務 期 間 契約した翌日 ~ 令和 7年 9月 3日

## 合 川 プ ー ル 管 理 委 託

円 (内 消費税 円)

秋 田 県 北 秋 田 市









# 業務仕様書

## 1. 業務名

合川プール管理委託

## 2. 業務場所

合川プール 北秋田市李岱字下豊田 地内

## 3. 業務目的

本業務は、合川プールの営業に係る水質管理、安全監視、設備点検及び清掃業務を一体的に委託することで、計画的な管理運営を可能にし、経費削減やサービス向上を図ることを目的とする。

## 4. 業務期間

契約した翌日から 令和 7年 9月 3日 まで  
(プールの営業期間は 令和 7年 7月 1日 から 令和 7年 8月 31日 まで)

## 5. 開場時間

- [ 1回目 ] 10時00分から12時00分まで
- [ 2回目 ] 13時00分から15時30分まで
- [ 3回目 ] 17時00分から19時00分まで

なお、施設周辺の保育園、小学校及び中学校の授業に係る使用については、上記の開場時間外であっても使用を許可するものとする。

## 6. 業務内容

- 1) プール及び管理棟の清掃
- 2) プールの監視及び警備
- 3) ろ過装置の保守点検
- 4) 水質検査 6項目 (1回/月)
- 5) 水質検査 総トリハロメタン (1回)
- 6) 定時的な気温、水温及び水質の計測
- 7) 業務日誌の作成
- 8) 使用料の徴収
- 9) 緊急時における対応及び報告
- 10) 備品及び消耗品の管理

## 7. 業務従事者の資格要件等

- 1) 警備業法に規定する教育を修了した者を配置できること。
- 2) プール衛生管理者講習を修了した者を配置できること。  
なお、受託者は契約締結後、プール衛生管理者を速やかに委託者に届け出ることとする。

## 8. プール監視員等の研修

受託者は、当該業務に従事するプール監視員等が、円滑な業務を遂行できるように研修・教育を徹底するものとし、その実施した研修等の内容は委託者に報告しなければならない。

## 9. 費用負担

委託者が負担する消耗品及び備品は、次のとおりとする。

- 1) トイレトペーパーやゴミ袋等の消耗品
- 2) 塩素や水質検査試薬等の薬剤
- 3) 救急箱
- 4) AED
- 5) 鉛筆等の文房具
- 6) その他、受託者の申出により必要と認められる用具及び備品

なお、消耗品及び備品は適正に管理し、不足が見込まれる場合には、委託者に報告することとする。

## 10. 損害賠償

- 1) 当該施設の欠陥や本仕様書記載の不備など、委託者の責に帰する事由により第三者に損害を与えた場合は、委託者が損害を賠償するものとする。
- 2) 受託者が本仕様書及び各種法令に基づいた業務を行わなかったため、第三者及び委託者に損害を与えた場合は、受託者が損害を賠償するものとする。
- 3) 前2項に関わらず、施設周辺の保育園、小学校及び中学校が、当プールを授業で使用の際に発生した事故に係る賠償については、それぞれの学校等が損害を賠償するものとする。

## 11. プール使用の中止

次の項目に該当する場合には、プールの使用を中止するものとする。

- 1) 水温と気温を足して45度に満たないとき
- 2) 水温と気温を足して65度を超えるとき
- 3) 雷が鳴っているとき
- 4) 荒天（強雨や強風）により、監視が困難なとき
- 5) その他、利用者の安全が確保できないと判断したとき

## 12. 提出書類及び報告書

- 1) 受託者は契約締結後、速やかに次の書類を提出しなければならない。
  - ア) 総括責任者の氏名
  - イ) プール管理者及び衛生管理者の氏名と資格を証する書類
- 2) 受託者は営業開始前までに、次の書類を提出しなければならない。
  - ア) 業務計画書（全体工程）
  - イ) 実施体制及び業務に従事する者の氏名
- 3) 受託者は営業終了後、10日以内に次の書類を提出しなければならない。
  - ア) 業務従事者の研修に係る実施報告書
  - イ) 業務日誌
  - ウ) 水質検査結果書
  - エ) 設備の点検結果報告書及び作業写真
  - オ) 清掃に係る作業写真

## 13. その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、委託者と受託者の協議により決定するものとする。